

## 大阪版カーボンフットプリント算定ツール使用管理要領

この管理要領は、大阪版カーボンフットプリント算定ツール（以下、「算定ツール」という）を適正かつ効果的に活用することにより、CO<sub>2</sub>排出の少ない商品選択へ府民の行動変容を促すとともに、大阪産農産物の地産地消推進を図るため、算定ツールの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第1条（著作権）

1. 算定ツールの著作権は、大阪府及び大阪府に権利許諾された第三者が所有する。

### 第2条（算定ツールの構成）

1. 算定ツールは、「大阪版カーボンフットプリント算定シート（以下、「算定シート」という。）及び「大阪版カーボンフットプリントラベル（以下、「CFP ラベル」という。）から構成される。
2. 算定シートは、農産物の生産段階及び流通段階から排出される温室効果ガスを算定対象としており、標準的な方法で栽培され、大阪府内へ流通された場合を想定した排出量（標準値）と比較して、個別の農産物の温室効果ガス排出量が低い場合、標準値からの削減量をCO<sub>2</sub>に換算したCO<sub>2</sub>削減率として算定している。なお、生産段階の温室効果ガス排出量の算定は農林水産省「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」の算定結果を利用している。
3. CFP ラベルは、環境表示ガイドラインに基づき、ISO/JIS Q 14021 で規定されたタイプII環境ラベル表示に準拠した表示である。

### 第3条（CFP ラベルの使用対象）

1. CFP ラベルの使用対象は、大阪府域で栽培・生産される農産物（以下、「1次産品」という。）及び1次産品を主な原材料として使用した加工品のうち、算定シートで算定可能な品目かつ、大阪府内で販売されるものとする。

### 第4条（CFP ラベルの表示条件及び表示方法）

CFP ラベルのデザインは、別紙に掲げるものとする。

1. CFP ラベルで表示するCO<sub>2</sub>削減率は、算定シートで算定した結果を用いなければならない。
2. 本算定シートの算定結果は、原則 CFP ラベルで表示することとする。他のラベルで表示する場合は、大阪版カーボンフットプリント算定シートの算定結果であることを併記しなければならない。
3. CFP ラベルには、CO<sub>2</sub>削減率のほか、産地、商品名（品目）を記載すること。
4. ラベル近傍に、農薬や化学肥料の使用削減、燃料不使用等のCO<sub>2</sub>削減に寄与する取組みを併記することができる。
5. CFP ラベルは、使用者の区分により次のとおり使用できるものとする。なお、使用の詳細は使用マニュアルを参照されたい。

ア 農林水産業、食品加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む。）及び加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む。）による使用

- ・商品等を収容する容器又は包装紙への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。）
- ・使用者自らが生産・製造した第2条に規定する商品等の販売場所・コーナー（量販店や直売所の販売コーナー等）、ホームページやSNS上で行う広告宣伝のための掲載
- ・CFP ラベルの普及啓発や CFP ラベル表示商品の販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板板の宣伝資材、名刺への表示

イ 販売業者による使用

- ・商品等を収容する容器又は包装紙への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。）
- ・第2条に規定する商品等の販売場所・コーナー（量販店や直売所の販売コーナー等）、ホームページやSNS上で行う広告宣伝のための掲載
- ・CFP ラベルの普及啓発や CFP ラベル表示商品の販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板板の宣伝資材、名刺への表示

ウ 飲食提供業者による使用

- ・第2条で規定される品目を使用した料理店でのメニュー、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページやSNS上で行う広告宣伝のための掲載

エ 金融機関等やその他の上記業種に対する支援機関による使用

- ・支援を行う事業者に対して、同項ア～ウに基づく表示資材の提供

#### 第5条（CFP ラベルの使用条件及び手続）

1. CFP ラベルの使用は、無料とする。
2. CFP ラベルの使用に係る申請は不要とする。
3. 算定条件である栽培方法等に大きな変化がない範囲において、CFP ラベルの使用に期間は無いものとする。
4. CFP ラベルを使用する際は、本要領に同意の上、遵守すること。

#### 第6条（禁止事項）

CFP ラベル及び算定シートの使用にあたり、以下の行為を禁止する。これらの行為が認められた場合、大阪府は CFP ラベルの使用を中止させることができる。

1. 実際の栽培・生産と異なる条件で CO<sub>2</sub> 排出量の算定を行い、虚偽の算定結果を表示する行為
2. 第2条及び3条の規定外での CFP ラベル及び算定シートの使用、全部または一部の複製、改変等
3. 不当景品類及び不当表示防止法等の関係法規に違反する行為

#### 第7条（事故、苦情の処理）

1. CFP ラベルを使用した商品等に係る事故、苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。
2. 前項に規定する事項等については、速やかに大阪府に報告しなければならない。
3. 第1項に規定する事故等については、大阪府はその責を負わないものとする。

#### 第8条（その他）

1. この要領に定めるもののほか、CFP ラベルの使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者との協議の上、大阪府知事が決定するものとする。

#### 附則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

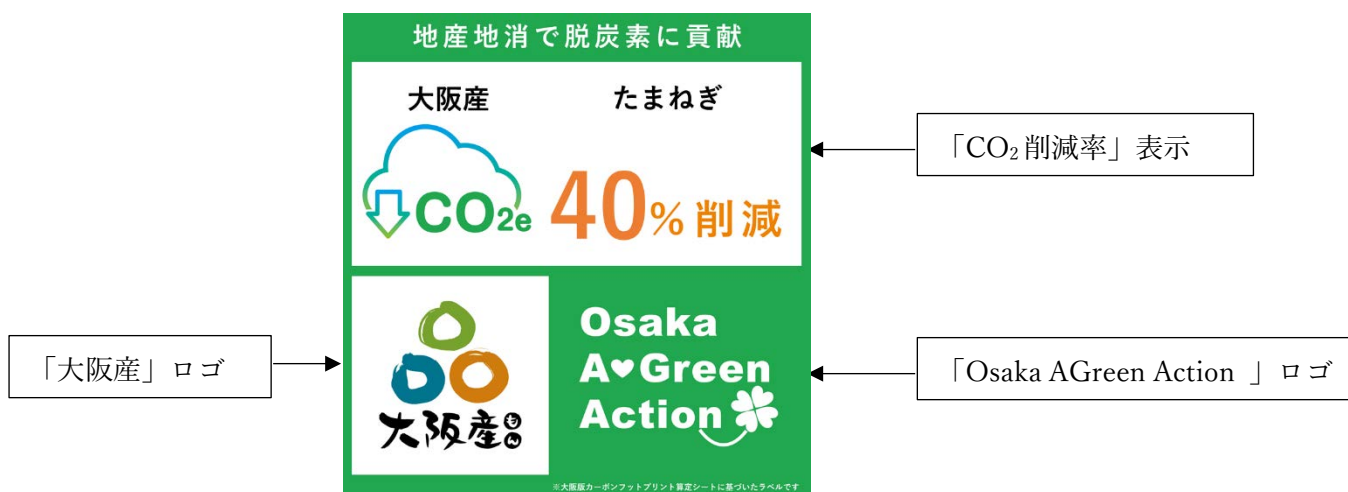
大阪版カーボンフットプリントラベル



※) 産地、品目、CO<sub>2</sub>削減量は一例。

◆ デザイン

○デザイン A (基本構成)



○デザイン B（「CO<sub>2</sub>削減率」表示）



○デザイン C（「CO<sub>2</sub>削減率」ロゴのみ）



**【注意事項】**

- ・ 拡大又は縮小して使用する場合は、縦横の比率を変えないこと。
- ・ CFP ラベルの目的である、CO<sub>2</sub>排出の少ない商品選択へ府民の行動変容を促すとともに、大阪産農産物の地産地消推進を図るため、原則としてデザイン A を使用すること。
- ・ ただし、「大阪産ロゴ」の使用許可を得ていない場合や、すでに「大阪産ロゴ」が印字された商品包装を使用表示スペースの制約等の理由により、デザイン A の使用が困難な場合は、デザイン B を使用すること。
- ・ 飲食店等において、商品のメニュー表に CFP ラベルを掲載する場合、余白の制約等によりデザイン A または B の表示が困難な場合は、デザイン C を算定品目が使用されたメニューに表示しても良い。ただし、算定品目の算定結果が確認できる資料を別途作成し、消費者が確認できるようにすること（表示例を使用マニュアルに記載）。